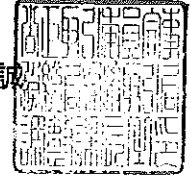


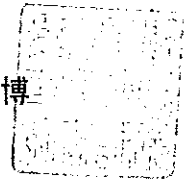
公経整第 24 号

平成10年3月30日

公正取引委員会経済取引局調整課長 栗田 誠



運輸省自動車交通局旅客課長 梶原 景博



覚 書

公正取引委員会と運輸省はタクシー運賃改定申請の方法についての行政調整に当たり、以下の点について確認する。

- 1 公正取引委員会及び運輸省は別添の行政調整について了解するとともに、運輸省は関係団体に対し別添の内容を通知する。
- 2 無線協同組合が無線事業協同化の実態を備えているかについては公正取引委員会が原則別添2.(1)の3要件に拠り判断する。
- 3 新運賃制度導入後の業界及び消費者の動向等を踏まえ、今回の行政調整について再検討の必要があると認める場合においては、公正取引委員会及び運輸省は、今回の行政調整の見直しを真摯に行うものとする。

タクシー運賃改定申請の方法について

ゾーン運賃制の導入等に伴い、タクシー事業に係る運賃改定申請の方法については今後下記によることとし、事業者及び事業者団体を指導するものとする。

記

1. 基本方針

- (1) 事業者団体による一括申請は認めないものとし、各事業者が個別に運賃改定申請を行うものとする。
- (2) 事業者団体が、申請内容を決定したり、これに基づき申請（申請額の変更を含む。）するよう構成事業者に協力を要請、強要等することや、運賃改定を希望しない事業者に対して申請を行うよう協力を要請、強要等すること等、構成事業者の自由意思又は活動を不当に制限することのないよう事業者団体を指導するものとする。

2. 無線協同組合の無線事業に参加している法人事業者の取扱い

- (1) 無線による配車事業（以下「無線事業」という。）を共同して行うことを目的として設立され、少なくとも次の3条件をすべて満たし無線事業共同化の実態を備えると認められる中小企業等協同組合法上の事業協同組合（以下「無線協同組合」という。）が行う無線事業に参加している法人事業者は、公示されているゾーン運賃の一つを共同して選択し、個別に運賃改定申請（申請額の変更を含む。）することができるものとする。
 - ① 電波法に基づく無線局免許を無線協同組合が有し、当該組合として無線配車センターを設置していること。
 - ② 無線配車が無線協同組合を構成する事業者に対して公平に取り扱われていること。

③無線配車を無線協同組合の無線配車センターで一元化して行っており、各構成事業者単独での無線配車を行っていないこと。

ただし、当該事業区域において支配的な地位を占める無線協同組合については、この限りでない。

(2)また、当該無線協同組合による無線事業に参加しなければ無線事業の継続が困難な場合に、他の組合員とは異なる運賃を選択しようとする組合員を当該無線協同組合がその無線事業から排除したり差別的に取り扱うことがないよう指導するものとする。

3. 個人タクシー事業者の取扱い

(1)無線協同組合の組合員であって組合の無線事業に参加している事業者

上記2. 無線協同組合の無線事業に参加している法人事業者の取扱いと同様に、無線協同組合の組合員であって組合の無線事業に参加している事業者は、共同して公示されているゾーン運賃の一つを選択し、連名で申請（申請額の変更を含む。）することができるものとする。

なお、無線協同組合が備えているべき無線事業共同化の実態、支配的な地位を占める無線協同組合、他の組合員とは異なる運賃を選択しようとする組合員の取扱いに関する考え方は2. と同様である。

(2)無線協同組合に加入していない事業者及び無線協同組合の組合員であって組合の無線事業に参加していない事業者

各事業者が公示されているゾーン運賃の一つを選択し、個別に申請（申請額の変更を含む。）することとする。

ただし、各事業者が個別に申請内容を決定することを前提に申請運賃を種類ごとに形式的に整理した上で、申請者の連名で申請（申請額の変更を含む。）することはできるものとする。

4. 任意団体が行い、又は事業者間の業務提携の形態で行われる無線事業における運賃改定の取扱いについては、当然のことながら独占禁止法上の問題について個別事案に即して判断されるものであり、問題がない場合には認められる。